

## 別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の15の規定による広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実にであると認められることの基準

(1) 事務所の所在地について、会員が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をとることができる場所が記載されていること。

(2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 会員が推進機関に加入する際の手続

② 推進機関は、次に掲げる場合に、会員に対して、過怠金その他の制裁を科す旨

イ 会員が第28条の40第1項第6号の指導・勧告に従わない場合

ロ 会員が第28条の42第1項の規定による報告又は資料の提出を行わない場合

ハ 会員が第28条の43の規定による情報提供を行わない場合

ニ 会員が第28条の44第1項の規定による指示に従わない場合

ホ 会員が法令に適合しない行為を行っているとして認められる場合

ヘ 会員の行為が推進機関の業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

③ 会員は、送配電事業者(一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者)により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者)により構成されるグループ並びに発電事業者及び特定卸供給事業者により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨

(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 第28条の33第1号から第4号までに掲げる事項及び電気事業法に特別の定めがあるもののほか、少なくとも事業計画及び事業報告書に関する事項が総会の決議事項である旨

② 送配電等業務指針の策定又は変更が総会への報告事項である旨

- ③ 総会における議決権については、上記（２）③の各グループの議決権の総数がそれぞれ同数である旨
  - ④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電事業又は特定卸供給事業及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨
  - ⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（２）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨、ただし、（２）③の送配電事業者グループにおいて、一般送配電事業者が該当する場合にあっては、当該一般送配電事業者が議決権を有する旨
  - ⑥ 会員は、推進機関に対して、総会における議決権の設定に必要な情報を提出しなければならない旨
  - ⑦ 理事長は、会員から会議の目的である事項を示して請求があった場合であって、当該会員の議決権の合計が総会員の議決権の合計の5分の1以上であるときは、臨時総会を招集しなければならない旨
  - ⑧ 発電用の電気工作物を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べることができる旨
  - ⑨ 総会の議事録は、原則として公表する旨
- （４）役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 役員に関する次に掲げる事項
    - イ 役員は、理事長1人、理事5人以内、監事2人以内とする旨
    - ロ 理事長及び理事は、常勤とする旨
    - ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
    - ニ 電気事業者の役職員であった者が役員となる場合、上記（２）③の各グループから1人ずつ役員を選出する旨及び当該役員は、各グループの利害にかかわらず、中立的でなければならない旨
    - ホ 理事長は、特定の電気事業者若しくは特定の電気事業者と密接な関係を有する事業者又は電気事業に関する特定の団体の利益を代表する立場の者でないものとする旨
    - ヘ 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範

- ( i ) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
  - ( ii ) 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項
  - ( iii ) 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
  - ( iv ) 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
  - ( v ) 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
  - ( vi ) 倫理的行動に関する事項
  - ( vii ) 有価証券等の売買に関する事項
- ト 役員等の処分に関する事項
- ② 理事会に関する次に掲げる事項
- イ 理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨及び監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べるができる旨
  - ロ 理事会において、理事は各 1 個の議決権を有する旨及び理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する旨
  - ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨
    - ( i ) 総会に諮ろうとする事項（定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員の選任又は解任、事業計画及び事業報告書等）
    - ( ii ) 会員に対する制裁
    - ( iii ) 役職員の処分
    - ( iv ) 職員の任免
    - ( v ) 組織及び職位の改廃又は新設
    - ( vi ) 評議員の任免
    - ( vii ) 評議員会から提出された意見に対する理事会の見解
    - ( viii ) 送配電等業務指針の策定又は変更
    - ( ix ) 地域間連系線及び地内基幹送電線（※）（以下「地域間連系線等」という。）に関する長期の整備計画及び第 28 条の 47 第 1 項に規定する広域系統整備計画（以下「地域間連系線等の整備計画」という。）に関する事項
 

（※）使用電圧が 250 キロボルト以上のもの及び最上位電圧から 2 階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が 250 キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。
    - ( x ) 供給計画の取りまとめに関する事項
    - ( xi ) 系統アクセス業務に関する事項
    - ( xii ) 入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組み（以下「容量市場」という。）に関する事項
    - ( x iii ) 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかにな

った後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み（以下「電源入札等」という。）に関する事項

(x iv) 第28条の40第1項第8号の2に規定する交付金の交付及び納付金の徴収、第28条の40第1項第8号の3に規定する解体等積立金並びに第28条の40第2項第2号に基づき行う入札に関する事項

(x v) 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあっては、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）に関する事項

(x vi) その他重要な意思決定事項（会員に対する指示、電気供給事業者に対する指導・勧告、会員に対する資料提出要請、対外的な情報発信等）

ニ 理事会の開催に関する事項

ホ 理事会の議事録は、原則として公表する旨

へ 理事会は、事業者、有識者等の意見を聴取するため、必要に応じ、委員会等を設置することができる旨

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関における評議員会の位置付け

② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨

イ 定款の変更

ロ 予算の決定又は変更

ハ 業務規程の変更

ニ 決算

ホ 組織の改廃又は新設

へ 送配電等業務指針の策定又は変更

ト 地域間連系線等の整備計画に関する事項

チ 供給計画の取りまとめに係る第29条第2項の意見の送付に関する事項

リ 電源入札等に関する事項（緊急の場合を除く。）

③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨

イ 苦情処理に関する事項

ロ 系統の信頼度評価に関する事項

ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況

ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況

- ホ 容量市場の運営状況に関する事項
- へ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況
- ④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成とする旨及び評議員の任期に関する事項
- ⑤ 評議員会の開催に関する事項
- ⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨
- ⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨
- (6) 会費等に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
  - ① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
  - ② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者又は配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者又は配電事業者である会員にその事業の開始以後において課す旨
  - ③ 電源入札等を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
  - ④ 容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨
  - ⑤ 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
  - ⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付の業務に必要な費用については、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員に課す旨
- (7) 財務及び会計に関する事項として、事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余額を翌年度に繰り越す旨が記載されていること。
- (8) 金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる旨及び借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる旨が記載されていること。

- (9) 業務上の余裕金の運用をするに当たっては、第28条の54の規定を、再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第2項に規定する解体等積立金並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の運用をするに当たっては、再生可能エネルギー電気特措法第15条の15及び第41条の規定を、それぞれ遵守することが記載されていること。
- (10) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。

## 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

- (1) 第28条の40第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、第28条の40第1項第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨
  - ② 推進機関は、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し並びに我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況並びに我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨
  - ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨
  - ④ 推進機関は、需給がひっ迫し、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれる場合の対応について定める旨
- (2) 第28条の40第1項第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 第28条の40第1項第1号の監視により、会員の需要想定が、過去の実績、契約電力等に照らして適切でない場合、会員の需要想定に比して当該会員の供給力が不足すると見込まれる場合その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、当該会員に対して、必要な指示を行う旨
  - ② 電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨
  - ③ 推進機関は、会員に対し指示を行った場合、これを速やかに公表する旨
- (3) 第28条の40第1項第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも、送配電等業務指針の策定又は変更を行う場合には、理事会における審議に先立って、会員からの意見を十分に聴取する旨その他の送配電等業務指針の策定又は変更に関する手続が記載されていること。

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 推進機関が長期（10年間）の需要想定を策定する旨及び推進機関は、必要に応じ、会員に対して、当該会員が需要想定を策定するために参考となる情報を提供する旨
- ② 推進機関が策定する需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨

イ 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定対象及び想定需要区分等）

ロ 供給区域の需要の想定方法

ハ 小売需要の想定方法

- ③ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じて、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等への適合性を確認する旨。

- ④ 推進機関は、必要に応じて、会員と供給計画について必要な調整を行う旨

- ⑤ 長期の電気の需給の見通し等を広く公表する旨

- ⑥ 推進機関は、我が国全体における地域間連系線等の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下単に「長期方針」という。）を策定する旨

- ⑦ 推進機関が策定する長期方針には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨

イ 以下の事項を含む地域間連系線等の整備の基本的な考え方

(i) 我が国全体における将来の電気の需給に関する事項

(ii) 我が国全体における将来の地域間連系線等の在り方に関する事項

ロ 以下の事項を含む地域間連系線等の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項

(i) 上記イ(i)の検討に際しての留意事項

(a) 前年度までの電気の需給の状況

(b) 社会的又は経済的事業の変化を踏まえた電気の需給の見通し

(c) 一般送配電事業者の供給区域の特性

(ii) 上記イ(ii)の検討に際しての留意事項

(a) 広域的な電力取引の環境整備の見通し

(b) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度

(c) 一般送配電事業者の供給区域の特性

(d) 流通設備の経年情報や技術開発の進展等の技術的情報

ハ その他地域間連系線等の整備及び更新の方向性に関する事項

- ⑧ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 長期方針は、透明性を確保した手続で作成し、策定後直ちに公表されるべきものであること。

- ロ 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定され、かつ、必要に応じて不定期に改定されるものであること。
  - ハ 長期方針の不定期な改定に係る具体的な方法
  - ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。
  - ホ 長期方針は、10年を超える長期を見通して、我が国全体のあるべき電力系統の姿を示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること。
  - ヘ 長期方針は、電気事業者や海外諸国の関係機関等との意見等を踏まえた検討を経て策定されるものであること。
- ⑨ 推進機関は、地域間連系線等の整備計画を策定する旨及び地域間連系線等の整備計画の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえた検討を行う旨
  - ⑩ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者又は配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者又は配電事業者に対して共有しなければならない旨
  - ⑪ 推進機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨
  - ⑫ 推進機関は、次に掲げる場合に広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始する旨
- イ 以下のいずれかの場合
    - (i) 複数の発電機の計画外停止が発生し、一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず電気の供給支障が発生した場合（再閉路により供給支障が解消した場合を除く。）
    - (ii) 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され、電気の安定供給を確保する必要があると認められる場合
  - ロ 推進機関が、以下のいずれかに該当し、広域的な電力取引の環境整備が必要と認める場合
    - (i) 将来の電源の開発動向を基に地域間連系線等の混雑を把握し、その系統の混雑を緩和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用の評価の結果、便益が費用を上回ることが見込まれる場合
    - (ii) 電気供給事業者からの申出により、電気供給事業者の発電設備等の出力制限や他の検討案件において増強の計画がないことを確認の上、広域系統整備を検討する必要性について評価した結果、上記(i)に相当する場合
    - (iii) 上記(i)及び(ii)の広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋



然性が高く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合

ハ 一般送配電事業者より、電気の安定供給を確保する観点から提起があり、上記イ（i）又は（ii）に該当すると認められる場合

ニ 国からの広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合

⑬ 推進機関は、計画策定プロセスの進め方の決定に当たり、少なくとも次に掲げる事項を確認する旨

イ 過去に検討済み又は検討中若しくは検討予定の他の案件との同一性

ロ 計画策定プロセスを継続する必要性

ハ 計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の策定までの期間

⑭ 推進機関は、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合には、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして利益を受ける者（以下「受益者」という。）の範囲を決定するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意する旨

イ 広域系統整備を行う必要性の有無の検討において、次の事項を考慮すること。

（i） 広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新增設、既設電源の供給力の増加等）

（ii） 広域系統整備に要する費用

（iii） 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響

（iv） 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度

（v） 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度

（vi） その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響

ロ 広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、広域系統整備の基本要件と受益者の範囲の決定において、次の事項を考慮すること。

（i） 検討提起者の意見（一般送配電事業者の提起により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）

（ii） 国の要請の内容（国の要請により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）

（iii） 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見

ハ 推進機関は、広域系統整備の基本要件として、少なくとも次の事項を記載すること。

（i） 増強の目的及び期待される効果

（ii） 必要な増強容量

（iii） 広域系統整備が必要となる時期

（iv） 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）

（v） 概算工事費から試算した特定負担額の見通し

（vi） 今後のスケジュール

- ⑮ 推進機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定した上、以下の手続を行う旨
- イ 募集を行うと決定した場合は、次に掲げる手続に従うこと。
- (i) 実施案募集の公表
  - (ii) 公募要綱の策定・公表
  - (iii) 応募意思の確認
  - (iv) 応募資格の審査
  - (v) 説明会の開催
  - (vi) 応募に必要な情報の提供
  - (vii) 実施案の受領
- ロ 推進機関は、上記イの手順において、応募意思を有する事業者がない場合、公募要綱で定める応募資格を満たす事業者がない場合又は実施案の提出がない場合には、実施案の募集を取り止めること。
- ハ 推進機関は、上記ロで実施案の募集を取り止めた場合又は実施案の募集を行わないと決定した場合は、推進機関が選定した事業者に実施案の提出を求めることができること。
- ⑯ 推進機関は、以下の手順で広域系統整備の実施案及び事業実施主体を決定する旨
- イ 実施案及び事業実施主体の決定に当たり、次の事項を総合的に評価すること。
- (i) 公募要綱等への適合性
  - (ii) 経済性
  - (iii) 系統の安定性
  - (iv) 対策の効果
  - (v) 事業実現性
  - (vi) 事業継続性
  - (vii) その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項
- ロ 推進機関は、必要に応じて、実施案の修正協議を行うこと。
- ハ 推進機関は、必要に応じて、事業実施主体以外の他の電気供給事業者に対し、次の事項を確認すること。
- (i) 既設の電力設備の増強・改造等の必要性に関する検討方法及び結果の妥当性
  - (ii) 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用の妥当性
  - (iii) 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無及び影響がある場合にはその対策
- ⑰ 推進機関は、以下の手順で受益者及び費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する旨
- イ 法令その他国が定める指針に基づき、受益者が受益の程度に応じて広域系統整備に要する費用を負担することを原則として、受益者の範囲以外に広域系統整備の目

的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案を検討すること。

ロ 上記イの検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討の結果を示し、適宜の方法で個別に意見を求めること。

ハ 委員会における費用負担候補者の意見に関する検討を踏まえ、費用負担割合等の案を決定の上、費用負担候補者に通知すること。

ニ 上記ハの通知を行った費用負担候補者から費用負担割合等の再検討の要請を受けた場合、再び費用負担割合等の案を決定し、その結果を費用負担候補者に通知すること。

ホ 上記ハ及びニの費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定すること。

⑱ 推進機関は、計画策定プロセスの進め方において定めた広域系統整備計画の策定までの期間内に広域系統整備計画の策定ができない場合には、当該期間内に、新たに広域系統整備計画の策定までの期間を決定するとともに、中間報告を作成し、当該期間及び中間報告を公表する旨

⑲ 推進機関が策定する広域系統整備計画には、少なくとも次に掲げる事項が記載されていない旨

イ 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容

ロ 整備又は更新をしようとする流通設備

ハ 流通設備の整備又は更新の方法

ニ 工事費の概算額、運転維持費の概算額並びに費用負担の負担割合等及び考え方

ホ 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期

ヘ 事業実施主体

ト その他地域間連系線等の整備に関する事項

⑳ 推進機関は、次の場合に計画策定プロセスを終了する際には、提起を行った者又は検討を要請した者並びに費用負担候補者の意見を聴取する旨

イ 計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合

ロ 広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合

ハ 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合

ニ その他委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合

㉑ 第28条の40第1項第4号の検討を行うため、電力システムの安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨

(5) 第28条の40第1項第4号の2に掲げる業務に関する事項として、第33条の2第

3項の規定に基づく災害時連携計画の検討及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法が記載されていること。

(6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 容量市場の運営に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 推進機関は、将来必要となる供給力を確保する手段として、容量市場を開設し、入札を実施する旨

ロ 推進機関は、容量市場の運營業務に必要なシステムを導入する旨

ハ 推進機関は、容量市場の運營業務に必要なマニュアルを策定し、公表する旨

ニ 推進機関は、参加登録の受付、入札募集要綱の策定、約定処理、入札後の契約締結、落札者の契約履行状況の評価、決済、又は契約に基づく違約金の請求若しくは重大な違反行為を行った電気供給事業者に対する容量市場への参入規制（以下「ペナルティ」という。）その他容量市場の運営に必要な業務を行う旨

ホ 推進機関は、入札で募集する供給力と価格の関係を示した曲線を決定するにあたり、まず国が関連する審議会等へその原案を提出し、意見を求めた上で決定する旨

ヘ 推進機関は、通常の入札条件によって必要な供給力が確保できず、将来における需給がひっ迫するおそれのある場合又は電力の安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合その他推進機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札を実施することができる旨

ト 推進機関は、容量市場の入札の結果を定期的に評価し、有識者を含めた委員会における検討及び審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の業務の改善等について検討する旨

チ 推進機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、公表する旨

リ 推進機関は、容量市場の入札のシミュレーションを行うための必要な分析ツールを具備する旨

ヌ 容量市場に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨

ロ 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者とする旨

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨  
(i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(a) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務、容量市場の入札の結果等を通じて、電源入

札等の検討の必要性が認められる場合

- (b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

- (ii) 一般送配電事業者又は配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

- (iii) 経済産業大臣からの検討の要請があった場合

ニ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた委員会を設置し検討を行う旨

ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況を委員会に報告する旨

ヘ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

(7) 第28条の40第1項第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

- ① 第28条の40第1項第1号の監視を通じて、会員が需給バランスを確保する見込みがないと認められる場合
- ② 第28条の40第1項第5号の容量市場の運営業務を行うにあたり、電気供給事業者が業務規程の容量市場に関する規定に基づき推進機関が行うペナルティに従わない場合
- ③ 第28条の40第1項第7号の苦情の処理及び紛争の解決を行うに当たり、必要があると認められる場合
- ④ 第28条の40第1項第8号の連絡調整を行うに当たり、地域間連系線の運用容量若しくはマージンの算定又は系統アクセス業務において、会員が正当な理由なく、必要な調整に応じない場合
- ⑤ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめの結果、当該供給計画が送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等に照らして不適切であると認められる場合
- ⑥ ①から⑤までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っているとして認められる場合

(8) 第28条の40第1項第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 苦情受付、相談、あっせん及び調停を行うために必要な体制を整える旨
- ② 紛争の解決については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の規定に準じて行う旨

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げ

る事項が記載されていること。

- ① 送配電等業務に関する情報提供については、「系統情報の公表の考え方」（2015 資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づいて行う旨
- ② 推進機関は、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）により、法令に基づき必要となる需要者の承諾を得た小売電気事業者が、当該需要者に関する必要な情報を入手できる環境を提供する旨
- ③ 推進機関は、スイッチング件数の推移等を監視し、その利用状況を公表する旨
- ④ スwitching支援システムの利用に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- ⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨
- ⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項
  - イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手続等地域間連系線に係る業務の手順
  - ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力システムの安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨、また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨
  - ハ マージンは、推進機関が定期的に必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する旨
  - ニ 実需給断面におけるマージンは、各供給区域における供給予備力が必要量確保されている場合には0とするものとする旨及び0とならない場合には、あらかじめ、その理由が明らかにされなければならない旨
  - ホ 特定の供給区域において、再生可能エネルギー電気等を発電する発電設備の増加等により、調整力が不足し、当該特定の供給区域において周波数調整ができない、又はできないおそれがあると認められる場合の広域的な周波数調整を行うための要件及び実施手順を定める旨
- ⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項
  - イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015 資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨
  - ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.（1）から（5）まで

- の内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨
- ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨
- ニ 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨
- ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、別添3の2.(4)②及び⑤、(5)②及び⑥並びに(6)②及び⑥の案件並びに(10)により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨
- ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があることを説明しなければならない旨
- ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、近隣の電源接続案件の募集手続の開始を要請する旨
- チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する旨
- リ 推進機関は、近隣の電源接続案件の募集手続の実施に当たって必要となる事項について定める旨
- ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)第8条第1項の規定による指定に関する国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者又は配電事業者へ通知又は依頼する旨
- ル 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨
- ⑧ 卸電力取引所において成約した取引に関する情報の把握の方法
- ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の7.(6)①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、N-1故障(送配電線1回線、変圧器1台、又は発電機1台その他の電力設備の単一故障をいう。)の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制が実施された場合の費用精算の妥当性を検証し、確認する旨
- (10)第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項及び第7項並びに第2条の5第1項及び第2項に規定する供給促進交付金に係る事項
  - ② 再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の4第1項及び第2項に規定する調整交付金に係る事項
  - ③ 再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項及び第30条に規定する系統設置交付金に係る事項
  - ④ 再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第33条第1項及び第2項に規定する納付金に係る事項
  - ⑤ 再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項及び第39条第1項及び第2項に規定する納付金に係る事項
  - ⑥ 再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する徴収等業務規程に係る事項
  - ⑦ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
  - ⑧ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する納付金徴収等業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- (11) 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管理業務に係る事項
  - ② 再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項に規定する積立金管理業務規程に係る事項
  - ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
  - ④ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管理業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- (12) 第28条の40第1項第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、毎年度、次に掲げる事項を含んだ報告書を作成し、これを公表する旨
- イ 前年度までの電気の需給（一般送配電事業者である会員の供給区域における周波数や電圧の変動、停電の情報を基礎とする供給区域ごとの状況、リスク要因の評価・



- 分析を含む。)並びに地域間連系線等及び系統アクセスの状況
- ロ 将来の電気の需給、地域間連系線等及び系統アクセスの状況の見通し
  - ハ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析及び当該分析を踏まえた対策案
- ② 推進機関は、地域間連系線の利用状況に応じた各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ③ 推進機関は、一般送配電事業者である会員の供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨
- ④ 推進機関の業務に関する情報の収集及び調査分析を行う旨並びに当該情報及び調査分析結果を国内外に積極的に発信するために必要な体制
- ⑤ 災害等が発生した場合には、推進機関が緊急対策本部等を設置する旨及び災害等が発生した場合における参集基準その他の会員が協調して災害復旧等に取り組むために必要な事項。また、災害等が発生した場合には、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者である会員の供給区域の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する情報を報告する旨。
- ⑥ 推進機関と会員の連携体制を確認する観点から、少なくとも年に1度、災害等対策訓練を実施する旨及び推進機関が被災した場合等においても他の代替拠点等においてその業務を継続し、又は速やかに再開するための業務継続計画（BCP）を策定する旨。また、少なくとも次の情報を会員から定期に受け取る旨。
- イ 電気工作物の所在地及びその性能
  - ロ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）
  - ハ 災害対策のための資機材の保有の状況
  - ニ 災害対策のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況
  - ホ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- ⑦ 推進機関は、会員に対するサイバーセキュリティ対策に関する情報提供を行う旨
- (13) 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあっては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、必要に応じ災害等扶助交付金を一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者たる会員に交付する旨及び交付額の決定に必要な事項を定める旨
  - ② 推進機関は、災害等扶助交付金の交付対象と認められる額から当該会員による一割の自己負担分を控除した額を交付する額とする旨
  - ③ 推進機関は、災害等扶助交付金の交付のため、積立基準額及び事業年度毎の拠出金（1.(6)⑤に規定する拠出金をいう。以下④から⑥までにおいて同じ。）の総額を、

令和7年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する旨

- ④ 推進機関は、積立基準額及び事業年度毎の拠出金の総額について少なくとも5年ごとに見直しを行う旨
  - ⑤ 推進機関は、事業年度末において積立基準額を上回る積立残高がある場合においては、当該事業年度の次の事業年度においては会員に対して拠出金を課さない旨
  - ⑥ 推進機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の額が積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される拠出金をもって交付する旨
- (14) 推進機関が第28条の40第2項第2号に掲げる業務を行う場合にあっては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項に規定する入札業務を行う旨
  - ② 再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項に規定する入札業務規程に係る事項
  - ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
  - ④ 推進機関は、入札業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨
- (15) 上記1.(2)③のそれぞれのグループに対する公平性を確保すること、需要家利益に配慮すること、透明性を確保することその他の推進機関の業務運営の基本方針及び上記(9)の業務等により得られた知見を、各業務に反映させる仕組みが記載されていること。
- (16) 理事会、評議員会及び個別課題に対応して設置される委員会等の議事録は、原則として公表する旨及びその具体的な方法並びに外部からの情報公開の請求があった場合における具体的な対応方法が記載されていること。
- (17) 組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が業務を行う時間及び場所並びに第28条の40第1項第1号の監視等の業務については、24時間これを行う旨
  - ② 理事会の決議事項のうち、送配電等業務指針の策定又は変更その他の会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
  - ③ 理事会の決議事項のうち、地域間連系線等の整備計画の策定又は変更その他の電力系統の運用に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
  - ④ 業務の内容に応じて、弁護士、公認会計士、電力系統の運用に専門的な知見を有する

者等を、役員又は職員として確保する旨が定められていること。

- ⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨
  - ⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨
  - ⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨
  - ⑧ 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨
  - ⑨ 職員に関する次に掲げる事項
    - イ 多様な専門性を有した十分な数の職員を事務局の職員として確保する旨
    - ロ 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、当該出向者が業務を行う部署が、上記1.(2)③の特定のグループの出身者によって著しく多数を占められないよう留意する旨
    - ハ 出向者の専門性に偏りが無いよう留意する旨
    - ニ 推進機関のプロパーを偏ることなく配置するよう留意する旨
  - ⑩ 任期付き任用等の柔軟な雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局体制を構築する旨
  - ⑪ 女性を積極的に登用する旨
- (18) 職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が記載されていること。
- ① 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
  - ② 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項
  - ③ 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
  - ④ 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
  - ⑤ 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
  - ⑥ 倫理的行動に関する事項
  - ⑦ 有価証券等の売買に関する事項
  - ⑧ 他の組織から出向している職員が、出向元と利害関係を有する業務に主担当として携わることを禁止するなど、適切な業務執行に関する事項
- (19) 十分な拡張性のある情報処理システムを具備する旨、法制度等の見直し、システム利用者からの改善要請等に応じて、柔軟に当該情報処理システムを更新する旨並びに当該情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、公募を行うなど、透明性及び公平性を確保した調達を行う旨が記載されていること。
- (20) 業務に関する帳簿、書類その他の情報の管理に関し、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な方法を就業規則、出向協定書等において定める旨
  - ② 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、独立行政法人等が行う文書の管理に準じた管理を行う旨
  - ③ 適切なサイバーセキュリティ対策を講じる旨
3. その他業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
- (1) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
    - ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、推進機関がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。
    - ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
    - ③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。
    - ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
  - (2) 技術的能力について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
    - ① 緊急時も含めて適確に業務を遂行するために必要な情報を収集・集約することができる仕組みが整えられる見込みがあること。また、情報処理システムを含め、必要かつ十分な能力を備えた施設、設備等が、保有、貸借等により確保される見込みがあること。さらに、これらの施設、設備等を操るために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
    - ② 役員が十分な技術的能力・経験等を有していること。
    - ③ 技術的能力・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。また、当該職員が適切に配置される見込みがあること。
    - ④ 施設、設備等の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。
  - (3) 業務の継続性について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
    - ① 事務所、情報処理システム、情報の伝送手段等に関して、多重化が図られている、又は図られる確実性が高い具体的な計画を有していること。
    - ② 業務継続計画（BCP）が、推進機関が被災した場合等においてもその業務を継続し、又は速やかに再開するために十分なものであること。
  - (4) 業務を開始するまでに行う準備に関する計画に、業務を開始するまでに行う事項及びその予定が記載されていること。